

第23回帯広市農業委員会議事録

平成30年4月24日、第23回帯広市農業委員会を帯広市職員会館 2階 A・B会議室に招集した。

1. 開催時間 午後2時00分(開会)～午後3時15分(閉会)

2. 出席者 別紙のとおり

3. 審議案件

番 号	件 名
報告 第1号	農業委員会事務について
第2号	現況証明書発行等に関する専決処分について
第3号	市街化区域内の農地法第5条に係る農地転用届出について
第4号	農地等賃貸借の解約等の通知について
議案 第1号	農地法第3条に関する下限面積について
第2号	農地等の権利移動許可申請に対する決定について
第3号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
第4号	農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
第5号	農用地利用集積計画の案の決定について

3. 署名委員 3番 合歓垣 利隆 委員
4番 山崎 博之 委員

出欠調書

<農業委員>

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	廣瀬 智美	出席	14	石崎 一彦	出席
2	丸谷 友姫	出席	15	野原 幸治	出席
3	合歡垣 利隆	出席	16	宮浦 伸一	出席
4	山崎 博之	出席	17	松金 栄治	出席
5	石川 俊浩	出席	18	高田 勝則	出席
6	堀口 宏敏	出席	19	高橋 国宏	出席
7	河瀬 誠一	出席	20	小倉 豊	出席
8	廣瀬 文彦	出席	21	石井 清人	出席
9	森 和裕	出席	22	岩城 利寛	出席
10	吉田 宏一	出席	23	濱野 敏夫	出席
11	吉田 利彦	出席	24	中村 健一	出席
12	深田 敬吾	出席	25	中村 正信	出席
13	飯田 祐一	出席	26	中谷 敏明	出席

出席委員 26名
欠席委員 0名

<事務局>

職名	氏名	出欠
事務局長	河本 伸一	出席
農地課長	逢坂 弘和	欠席
農地係係長	森田 公樹	出席
農地係主任	森 慎太郎	出席
農地係係員	遠藤 優樹	出席
農地係専門員	木原 一広	出席
農地係専門員	今井 祐一	出席
農地相談員	窪田 未帆	欠席

事務局 議長	<p>ご起立願います。礼。ご着席ください。</p> <p>ただいまより、第23回帯広市農業委員会を開会いたします。</p> <p>議事に先立ち、4月1日付け人事異動についての報告がございます。</p> <p>事務局より願います。</p>
事務局 議長	<p>(事務局職員の人事異動等に関する報告)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは早速、平成30年度農林水産業費予算概要および昨年10月に米沢市長へ提出をいたしました、「平成30年度帯広市農業振興予算に関する要望」の対応状況についての説明をいただきたいと思います。</p> <p>初めに、農政部関連のご説明をいただきます。</p> <p>池守部長、よろしく願います。</p>
農政部 議長	<p>(平成30年度農政部関連予算および要望への対応についての説明)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、農業委員会関連予算について、事務局より説明願います。</p>
事務局 議長	<p>(平成30年度農業委員会関連予算について説明)</p> <p>以上、平成30年度農林水産業費予算の概要、および要望への対応状況について説明をいただきましたが、委員の皆さんからご質問等はございませんか。</p>
(委員) 議長	<p>(なし)</p> <p>特に無いようですので、以上で終了とさせていただきます。</p> <p>なお、池守農政部長におかれましては、ここでご退席となります。</p> <p>本日はお忙しいところ、誠にありがとうございました。</p> <p>【農政部長 退席】</p>

議	長	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。</p> <p>会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
(委 員)	(なし)	
議	長	<p>ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。</p> <p>次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。</p>
事 務 局 長	長	<p>報告いたします。</p> <p>本日の出席委員は26名 全員でございます。</p> <p>本日の議事につきましては、報告が4件、議案が5件、その他が2件でございます。</p> <p>(配布資料の確認)</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議	長	<p>次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員には、3番 合歓垣委員、4番 山崎委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。</p>
事 務 局 (森 主 任)	長	<p>それでは、報告案件に入ります。</p> <p>報告第1号「農業委員会事務について」、事務局より説明願います。</p> <p>農業委員会の主要事務の処理概要等について、次のとおり報告します。</p> <p>(報告第1号について、前回総会以降の農業委員会事務概要の朗読・説明)</p>
議	長	<p>ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。</p>
(委 員)	(なし)	
議	長	<p>特に無いようですので、報告第1号はこれで終わります。</p> <p>次に、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」です。</p> <p>まず、3月分の調査結果について、吉田利彦調査委員長より報告をお願いします。</p>
吉田利彦調査委員長	長	<p>3月27日の調査ですが、報告第2号現況証明の附番73の1件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。</p> <p>以上で、3月分の報告を終わります。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、4月分の調査結果について、森調査委員長よりお願いいたします。</p>
森調査委員長	長	<p>4月10日の調査ですが、報告第2号現況証明の附番1の1件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。</p> <p>以上で、4月分の報告を終わります。</p>

議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上、両調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。</p>
(委 員)		(なし)
議	長	<p>特に無いようですので、報告第2号はこれで終わります。</p> <p>次に、報告第3号「市街化区域内の農地法第5条に係る農地転用届出について」、事務局より説明願います。</p>
事務局(今井専門員)		<p>農地法第5条第1項第6号の規定に基づき市街化区域内の農地転用の届出があり受理したので、次のとおり報告します。</p> <p>(報告第3号、附番3から5の市街化区域内の農地転用3件について朗読・説明)</p> <p>附番3は事務所兼工場の造成、附番4は事務所兼倉庫の造成、附番5は整備工場の造成を目的とした、市街化区域内での転用届けでございます。</p>
議	長	<p>ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。</p>
(委 員)		(なし)
議	長	<p>特に無いようですので、報告第3号はこれで終わります。</p> <p>次に、報告第4号「農地等賃貸借の解約等の通知について」、事務局より説明願います。</p>
事務局(森田係長)		<p>農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので報告します。</p> <p>(報告第4号、附番1の農地等賃貸借の合意解約1件について朗読・説明)</p>
議	長	<p>ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。</p>
(委 員)		(なし)
議	長	<p>特に無いようですので、報告第4号はこれで終わります。</p> <p>以上で、報告案件はすべて終了いたしました。</p>
議	長	<p>これより議案の審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条に関する下限面積について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(森田係長)		<p>農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積について、次のとおり決定を求めます。</p> <p>(議案第1号、下限面積の設定に関する方針等について朗読・説明)</p> <p>利用状況調査等の結果、遊休農地は確認されず、前年と同様、経営形態に大きな変化も見られないことから、現行の下限面積2haについては、変更する必要が無いものと考えられます。</p>

議	長	<p>それでは審議に入ります。</p> <p>事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。</p>
(委 員)		(なし)
議	長	<p>ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(森田係長)		<p>農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第2号、附番1から3の売買(相対)による所有権の移転1件、経営委譲に伴う贈与による所有権の移転2件について、調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>以上附番1から3までの3件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。</p>
議	長	<p>それでは議案第2号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入りますが、附番1については岩城委員が関係していますので、ここで一時退席いただきます。</p> <p>【岩城委員退席】</p>
議	長	<p>それでは附番1について、まず地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>飯田委員よりお願いいたします。</p>
飯 田 委 員		<p>附番1番ついて、意見を申し上げます。受人は、地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の隣接地を自作する者です。申請農地の状況は、事務局から説明があったとおりで、したがって、この農地を有効に利用するためには、この所有権の移転は最適であると思います。全部利用要件や地域調和要件についても、問題は無いと思います。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
(委 員)		(なし)
議	長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>【岩城委員着席】</p>
議	長	<p>引き続き、附番2から3の2件についての審議を行います。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
(委 員)		(なし)

議 長

ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。
次に議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(今井専門員)

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。

(議案第3号、「1. 農業就業育成・確保施設整備計画」附番1の農家住宅整備計画1件、「2. 農用地利用計画」附番1から2のその他(後継者住宅)への用途変更1件、農業用施設用地への用途変更1件、「3. 農地転用計画」附番1から2の後継者住宅および農業用施設建設のための農地転用2件について、調査書に基づき朗読・説明)

それではご説明いたします。まずは「1. 農業就業育成・確保施設整備計画」「2. 農用地利用計画」「3. 農地転用計画」の各附番1についてです。申請者は、畑作経営を行う農家です。現在居住している住宅は築64年を経過し、老朽化が進んでいることから、今回後継者住宅の建設を計画したものです。既存敷地には余地が無く、周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、転用はやむを得ないものと考えます。

次に「2. 農用地利用計画」「3. 農地転用計画」の各附番2についてです。

申請者は牛の繁殖に関する事業を行っている事業者です。平成26年3月27日付で許可を受けた牛舎で飼育している育成牛が繁殖の時期を迎え、30頭以上の子牛が生まれる状況となったため、新たに育成舎の建設を計画したものです。また、平成29年7月6日付で許可を受けた育成舎を含め6棟分179頭の牛の飼料と糞尿処理施設を確保するため、乾燥舎の建設と堆肥舎の拡張も併せて計画したものです。周辺農地や周辺環境に影響は無いと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。

議 長

それでは議案第3号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入りますが、「1. 農業就業育成・確保施設整備計画」の附番1、「2. 農用地利用計画」の附番1、および「3. 農地転用計画」の附番1については、私自身が議事参与の制限に該当いたしますことから、ここで議長を中村会長職務代理者に交代させていただきます。よろしく願いいたします。

【中谷会長退席、議長席に中村会長職務代理者着席】

議長（中村代理） それでは、議長を交代いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、地区担当委員の意見を伺います。

「1. 農業就業育成・確保施設整備計画」の附番1、「2. 農用地利用計画」の附番1、および「3. 農地転用計画」の附番1を一括して、宮浦委員よりお願いいたします。

宮浦委員 それでは意見を申し上げます。申請者は、以平町で畑作経営を行っておりますが、現在居住している住宅が築64年を迎え老朽化したことから、今回、後継者住宅の建設を計画したものです。周辺農地や周辺環境に影響がないと思われるので、農地を転用することはやむを得ないと考えます。

議長（中村代理） ありがとうございます。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。

（委員） （なし）

議長（中村代理） ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更に 異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。

ここで議長を交代いたします。

【中村会長職務代理者自席へ移動、議長席に中谷会長着席】

議長 引き続き、「2. 農用地利用計画」の附番2、および「3. 農地転用計画」の附番2に参ります。

まず、地区担当委員の意見を伺います。宮浦委員お願いいたします。

宮浦委員 こちらは、平成26年度に許可を受けて建設した牛舎で飼育している育成牛が、繁殖の時期を迎え30頭以上の子牛が生まれる状況となったため、新たに育成舎の建設を計画したものです。また、既設牛舎を含め6棟分179頭の飼料と糞尿処理施設を確保するため、乾燥舎の建設と堆肥舎の拡張もわせて計画したものです。周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。

議長 ありがとうございます。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。

（委員） （なし）

議長 ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更に 異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。

次に、議案第4号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(今井専門員)

農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第4号、附番1から2の後継者住宅等建設のための農地転用に係る使用貸借権の設定1件、農業用施設建設のための農地転用に係る所有権の移転1件について、調査書に基づき朗読・説明)

それではご説明いたします。附番1、2につきましては、議案第3号でご説明した内容のとおりですので詳細は省略させていただきますが、転用許可基準につきましては、農地法第5条の各号の要件に合致していることを確認しております。説明は以上です。

議長

それでは議案第4号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入りますが、附番1については、私自身が議事参与の制限に該当いたしますことから、ここで議長を中村会長職務代理者に交代させていただきます。よろしく願いいたします。

【中谷会長退席、議長席に中村会長職務代理者着席】

議長(中村代理)

それでは、議長を交代いたします。まず、地区担当委員の意見を伺います。
附番1について、宮浦委員よりお願いいたします。

宮浦委員

議案第2号で申し上げましたとおり、後継者住宅の建設のために転用することについては、やむを得ないものと考えます。

議長(中村代理)

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

(委員)

(なし)

議長(中村代理)

ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。
ここで議長を交代いたします。

【中村会長職務代理者自席へ移動、議長席に中谷会長着席】

議長

引き続き、附番2に参ります。

まず、地区担当委員の意見を伺います。宮浦委員お願いいたします。

宮浦委員

議案第2号で申し上げましたとおり、育成牛舎・乾燥舎及び堆肥舎等の建設用地として転用することについては、やむを得ないものと考えます。

議長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

(委員)

(なし)

議長

ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。
次に、議案第5号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。
議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(今井専門員)

農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。

(議案第5号、一般分 附番1から22までの賃借権の設定22件について調査書に基づき朗読・説明。)

以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。

議長

これより議案の審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。

(委 員)

(なし)

議長

ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

続いて「その他」に入ります。

「農用地利用集積計画の手続き」について、事務局より説明願います。

事務局(森田係長)

(「農用地利用集積計画の手続き」についての説明)

議長

ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。

(委 員)

(なし)

議長

ご質問等が無いようですので、これで終わります。

次に「帯広市農業委員会委員等に関する弔慰についての申合せ」について、事務局より説明願います。

事務局(森田係長)

(「帯広市農業委員会委員等に関する弔慰についての申合せ」についての説明)

議長

ただいま事務局から申合せ案の説明がございました。もし、皆さんからのご意見等が特になければ、このとおりとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委 員)

(なし)

議長

それでは、原案のとおり決定することといたします。

予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。

(委 員)

(なし)

議長

(特に無いようですので、)以上で「その他」を終了いたします。

次に、事務局より連絡事項の説明をお願いします。

事務局（森主任）

（事務局から連絡事項の説明）

事務局（遠藤係員）

議 長

ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。

（ 委 員 ）

（なし）

議 長

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

事 務 局 長

ご起立願います。お疲れさまでした。